

公益財団法人坂出市学校給食会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人坂出市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、坂出市における学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、もって学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食に必要な物資の調達および配給ならびに給食費に関すること。
- (2) 学校給食の実施に必要な調査・研究。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、香川県において行うものとする。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産で理事会および評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

3 公益認定を受けた日以降に基本財産として指定のあった寄附金およびその他の財産で、理事会および評議員会において基本財産に繰り入れることを決議した財産は基本財産に繰り入れることができる。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(長期借入金および重要な財産の処分または譲受)

第7条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲受を行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事および監事ならびに評議員の名簿

(3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第13条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者。

ウ 当該評議員の使用人

エ イまたはウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウまたはエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第14条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の数または評議員のうちいずれか1人およびその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事およびその親族その他特殊な関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した

評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が20万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(評議員会)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事ならびに評議員の選任および解任
- (2) 役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程
- (3) 役員の報酬ならびに費用の額の決定
- (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、その都度出席評議員の中から互選する。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

- (2) 役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員等

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長を除く理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事および監事の構成)

第29条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊

の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務および権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第33条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（報酬等）

第34条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程による。

(顧問)

第35条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) この法人の重要事項に関して理事長の諮問に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任および解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長および常務理事の選定および解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、その議長となる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第13条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人に、物資購入委員会を置く。

2 物資購入委員会は、物資の種別により一般物資と青果物の各委員会で組織し、各委員会とも委員若干名で構成する。

3 物資購入委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 給食用物資の選定および購入価格の決定に関する事項

(2) その他給食用物資の購入に関し、必要な事項

4 物資購入委員会の委員は、理事会において選任および解任する。

5 物資購入委員会の運営の細則は、理事会において定める。

第49条 この法人に、献立作成委員会を置く。

2 献立作成委員会は、委員若干名で構成する。

3 献立作成委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 給食献立の研究に関する事項

(2) 給食調理法および食品の栄養品質に関する事項

4 献立作成委員会の委員は、理事会において選任および解任する。

5 献立作成委員会の運営の細則は、理事会において定める。

第50条 この法人に、調査研究委員会を置く。

2 調査研究委員会は、委員長1名および委員若干名で構成する。

3 調査研究委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の運営および組織の充実にに関する事項

- (2) 学校給食費に関する事項
- (3) 理事長または理事会からの諮問事項
- 4 調査研究委員会の委員は、理事会において選任および解任する。
- 5 調査研究委員会の運営の細則は、理事会において定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員の任免は理事長が行う。ただし、事務局長および重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 情報開示

(帳簿および書類の備付けおよび閲覧)

第52条 この法人は、次に掲げる帳簿および書類を事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事会および評議員会の議事録
- (3) 事業計画書および収支予算書
- (4) 事業報告書および計算書類等
- (5) 財産目録
- (6) 役員等名簿
- (7) 許認可等および登記に関する書類
- (8) その他法令で定める帳簿および書類

2 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の登記の日に就任する理事および監事は、別紙役員（職）名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事は、谷口 利夫とし、業務執行理事は、谷原 範保と山田 博司とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
藤原 明子 出石 さくら 豊田 直美
中井 直樹 川西 陽子 新池 麻衣子